

## 一般競争入札の実施（公告）

長崎県壱岐病院食器洗浄業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年1月26日

7 壱病第106号

長崎県壱岐病院 院長 向原 茂明

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 長崎県壱岐病院食器洗浄業務
- (2) 業務内容 別紙「食器洗浄業務仕様書」のとおり（以下、「仕様書」という。）
- (3) 履行期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日
- (4) 履行場所 長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1626番地 長崎県壱岐病院
- (5) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県壱岐病院食器洗浄業務に関する令和8年1月26日付けの競争入札の参加者資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から9の入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 壱岐市内に本店、支店又は営業所を有し、従業員を直接的に雇用している者。
- (7) 一般財団法人医療関連サービス振興会の「院内調理患者等給食」に関するサービスマークの認定を受けている者。

### 3 入札参加資格を得るための申請方法

入札を希望する者は、所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、下記6の部局まで提出すること。

#### (1) 申請の時期

この公告の日から令和8年2月5日（木）17:00（長崎県病院企業団の休日を除く。）までとする。

#### 4 入札参加条件

次の条件をすべて満たしているもの。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 令和8年4月1日より当該業務の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

#### 5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

#### 6 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称

(名称) 長崎県壱岐病院財務係

(住所) 〒811-5132 長崎県壱岐市郷ノ浦町東触 1626 番地

(電話) 0920-47-1229 (直通)

#### 7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

#### 8 入札説明書の交付方法

入札説明書については次の期間及び場所において交付する。

(1) 公告の日から令和8年2月5日まで

(2) 交付場所

長崎県病院企業団本部・長崎県壱岐病院ホームページから入手すること。

#### 9 入札の期日及び場所

(1) 日時 令和8年2月24日(火) 13:30~

場所 長崎県壱岐病院 2階第1会議室

(2) 入札当日が悪天候(大雪等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に6の部局に確認すること。

#### 10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 長崎県壱岐病院院長を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県病院企業団本部、各病院等、若しくは他の

地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上、契約書による証明は不可）を提出する場合

#### 1.1 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

#### 1.2 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、（1）から（7）までに該当することにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

- （1）競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- （2）入札者が法令の規定に違反したとき。
- （3）入札者が連合して入札したとき。
- （4）入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- （5）入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- （6）指名停止の措置を長崎県又は壱岐市から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- （7）長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- （8）入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- （9）入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- （10）誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- （11）入札書の首標金額が訂正されているとき。
- （12）その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 1.3 落札者の決定方法

- （1）長崎県病院企業団財務規程（平成21年4月1日長崎県病院企業団管理規程第21号）第131条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- （2）落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に係のない職員にくじを引かせるものとする。
- （3）落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けたことが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 1.4 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。